

引上げ分の地方消費税の使途について

引上げ分の地方消費税収（予算科目：地方消費税交付金）については、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充当することとされていることから、本村では次のとおりとしています。

〔歳入〕

引上げ分の地方消費税交付金 54,745 千円

〔歳出〕

(単位：千円)

(款)	(項)	(目)	決算額	財源内訳		
				特定財源	一般財源	
					引上げ分の地方 消費税交付金	その他
民生費	社会福祉費	母子福祉費	118,745	85,930	19,065	13,750
民生費	社会福祉費	高齢者福祉費	25,195	3,013	4,045	18,137
民生費	社会福祉費	障害者福祉費	197,039	138,416	31,635	26,988